

平成30年度
愛知県国民保護共同実動訓練の概要

平成31年1月
内閣官房
愛知県
豊田市

目次

1	訓練の概要	1
(1)	目的	2
(2)	実施日時	2
(3)	想定	2
(4)	訓練実施場所と主な訓練内容	2
(5)	参加機関等	5
(6)	訓練評価	6
(7)	国民保護研修会	7
2	訓練の流れ（シナリオ）	8
3	各実施場所における訓練内容等	10
(1)	豊田スタジアムにおける訓練	11
(2)	豊田市役所における訓練	17
(3)	医療機関における訓練	18
(4)	豊田市民文化会館・寺部小学校・寺部こども園における訓練	21
参考1	過去に実施した国民保護共同実動訓練について	24
(1)	千葉県国民保護共同実動訓練（平成29年度）	25
(2)	京都府国民保護共同実動訓練（平成28年度）	26
参考2	国民保護あれこれ	27
(1)	国民保護法とは	28
(2)	武力攻撃事態等における国民の保護のための仕組み	29
(3)	武力攻撃事態の類型ごとの特徴	36
(4)	緊急対処事態とは	37
(5)	J-A L E R T と E m - N e t	39
参考3	国民保護ポータルサイト	41

1 訓練の概要

(1) 目的

国民保護法に基づき、国、地方公共団体、その他関係機関及び地域住民等が一体となった共同の実動訓練を実施し、関係機関が行う対処の確認及び関係機関相互の連携強化を図るとともに、国民の保護のための措置に対する国民の理解の促進を図る。

(2) 実施日時

平成31年1月11日（金）12:30～16:00

(3) 想定

豊田スタジアムにおいて、観客席に仕掛けられた不審物が爆発し多数の死傷者が発生。その後、観客席において2回目の爆発が発生。現場から逃走中の犯人グループは、検問所付近で、発砲のうえさらに逃走。同じ頃、新たな不審物が豊田スタジアム内で発見。

(4) 訓練実施場所と主な訓練内容

ア 豊田スタジアム

（愛知県豊田市千石町7-2）

- ・ 初動対処訓練
- ・ 応急救護訓練
- ・ 被災者搬送訓練
- ・ 現地調整所運営訓練
- ・ 合同対策協議会運営訓練



イ 豊田市役所

（愛知県豊田市西町3-60）

- ・ 対策本部等運営訓練



ウ トヨタ記念病院

(愛知県豊田市平和町1-1)

- ・被災者受入訓練 (対策本部運営)
- ・医療救護訓練



エ 豊田厚生病院

(愛知県豊田市浄水町伊保原500-1)

- ・被災者受入訓練 (対策本部運営)
- ・医療救護訓練



オ 豊田市民文化会館

(愛知県豊田市小坂町12-100)

- ・救援訓練 (避難施設運営)
- ・避難施設の供与
- ・安否情報収集等
- ・遺族等支援訓練



カ 寺部小学校・寺部こども園

(愛知県豊田市上野町1-173)

- ・児童、園児の屋内退避訓練



なお、それぞれの位置については、図1に示すとおりである。



地図使用承認 C 昭文社第 60G064 号



地図使用承認 C 昭文社第 60G064 号

図 1 訓練実施場所

(5) 参加機関等

ア 主催

内閣官房、愛知県、豊田市

イ 指定行政機関

内閣府、警察庁、消防庁、厚生労働省、国土交通省、防衛省

ウ 指定地方行政機関

中部管区警察局

エ 指定公共機関

日本赤十字社 愛知県支部

オ 指定地方公共機関

公益社団法人愛知県バス協会

カ 警察

愛知県警察

キ 消防

名古屋市消防局、岡崎市消防本部、瀬戸市消防本部、西尾市消防本部、幸田町消防本部、尾三消防本部、衣浦東部広域連合消防局、豊田市消防本部

ク 自衛隊

陸上自衛隊 第10師団、海上自衛隊 横須賀地方総監部、航空自衛隊 中部航空方面隊司令部、航空救難団、第1輸送航空隊、自衛隊愛知地方協力本部

ケ 海上保安庁

海上保安庁 第四管区海上保安本部

コ 医療機関等

トヨタ記念病院、豊田厚生病院、安城更生病院、岡崎市民病院、刈谷豊田総合病院、名古屋第一赤十字病院、名古屋第二赤十字病院、藤田医科大学病院、愛知医科大学病院、名古屋大学医学部附属病院、一般社団法人豊田加茂医師会

サ その他関係機関等

株式会社豊田スタジアム、公益財団法人ラグビーワールドカップ2019組織委員会愛知・豊田地域支部、ラグビーワールドカップ2019愛知・豊田開催支援委員会、愛知県消防学校、東海学園大学、東海医療工学専門学校、豊田市立益富中学校、豊田市立寺部小学校、豊田市立寺部こども園、愛知工業大学、豊橋市、岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市、幸田町、トヨタ自動車ヴェルブリッツ

(6) 訓練評価

下記体制により、外部有識者による評価を実施する（五十音順、敬称略）。

<委員長>	国立研究開発法人防災科学技術研究所 理事長	林 春 男
<委員>	統合幕僚監部運用部運用第1課2等陸佐	遠 藤 晃
<委員>	NPO 法人レスキューストックヤード 代表理事	栗 田 暢 之
<委員>	岡崎市市民生活部 次長兼防災課長	桑 山 拓 也
<委員>	千葉県救急医療センター外傷治療科 主任医長	嶋 村 文 彦
<委員>	警察庁警備局警備課 課長補佐	鈴 木 章 夫
<委員>	東京消防庁警防部 特殊災害課長	田 中 祐 輔
<委員>	名古屋第一赤十字病院 救命救急センター長	花 木 芳 洋
<委員>	日本医科大学医学部救急医学分野 教授	布 施 明

(7) 国民保護研修会

国民保護について一層の理解を促進するとともに、今回の訓練の円滑な実施及び訓練参加機関相互の認識の共通化、訓練効果の増大等を図ることを目的として、訓練実施前の平成30年12月14日（金）に愛知県豊田市（豊田市民文化会館）で国民保護研修会を開催する。



平成30年度 国民保護研修会 in 愛知 スポーツイベントにおけるテロへの備え ～ラグビーワールドカップを見据えて～

愛知県では、平成30年度に国民保護共同実動訓練を実施します。これに先立ちまして、市民のみならずテロ等の災害が発生した場合の避難、救援活動等をご理解いただくために研修会を開催します。

開催日時

12月14日(金)

15:30～17:10(15:00開場)

会場

豊田市民文化会館 小ホール

(豊田市小坂町12-100)

プログラム

■主催者あいさつ

■パネルディスカッション

- ・登壇者による発表
- ・フリーディスカッション
- ・まとめ

入場無料

一般公開
事前登録制



アクセス ※ご来場の際は、公共交通機関のご利用にご協力ください

- ・名鉄豊田市駅・愛知環状鉄道新豊田駅より徒歩15分
- ・名鉄豊田市駅より名鉄バス 市民文化会館前 下車

パネリスト



山口 英樹
内閣官房
内閣審議官



相津 晴洋
愛知県
防災局長



北川 喜己
名古屋掖済会病院
副院長・救命救急センター長



塚本 誠
株式会社豊田スタジアム
取締役管理部長



福田 充
日本大学
危機管理学部 教授

コーディネーター

申し込み方法 本チラシの裏面が申込用紙となっておりますので、必要事項を記入の上、FAXでお申し込みください。(平成30年12月7日必着)
また、インターネットからも申し込むことができますので、本チラシ最下段記載の内閣官房 国民保護ポータルサイトをご確認ください。

※ご入場の際は、事前登録が必要となります。FAXでお申し込みの方は、ご送信いただいた申込用紙を当日会場にご持参下さい。
国民保護ポータルサイトからお申し込みいただいた方には、登録番号をお知らせしますので、当日その番号を受付でお申し伝えください。
※応募者多数の場合は、お申し込みの順の先着順とさせていただきますので、ご了承ください。

お申し込みは、内閣官房 国民保護ポータルサイト申し込みページ
又は裏面FAX用紙にて。

内閣官房 国民保護研修会

検索

<http://www.kokuminhogo.go.jp/forum/>

主催：内閣官房/愛知県/豊田市



2 訓練の流れ（シナリオ）

表 1 訓練全体の流れ

時刻	発災現場等	医療機関等	県庁・市役所	政府
12:30	豊田スタジアム1階客席スタンドにおいて、不審物が爆発。多数負傷者が発生	院内対策本部設置	県災害対策本部設置 市緊急事態連絡室設置 (11:35 設置済み)	官邸対策室設置 緊急参集チーム参集
13:00	簡易検知 被災者の救出・救助 応急救護所の設置 豊田スタジアムで新たな不審物が発見される 現地調整所開設	医療救護班が出場 被災者受入準備開始 被災者順次受入	現地調整所の設置を決定 市緊急事態連絡室会議の開催(仮想) 自衛隊に災害派遣要請 緊急消防援助隊の要請 避難所の開設を決定	
13:30	重傷者の救急搬送・ヘリ搬送開始 警察による不審物の処理開始		県・市緊急対処事態対策本部の設置 第1回市緊急対処事態対策本部員会議の開催	国家安全保障会議 臨時閣議 第1回緊急対処事態対策本部会議 愛知県に現地対策本部設置決定 総理大臣会見
14:00	負傷者全員の救出完了		避難住民警護用の部隊の派遣要請 第2回市緊急対処事態対策本部員会議の開催 現地対策本部長及び本部長が県庁に到着	
14:30	国民保護等派遣部隊による軽傷者等のバス搬送開始			
15:00				
15:30	負傷者全員の病院選定終了		合同対策協議会開催	合同対策協議会開催
16:00	訓練終了			

青字は仮想の動きで、実動による訓練は実施しない。

3 各実施場所における訓練内容等

(1) 豊田スタジアムにおける訓練（表2参照）

ア 初動対応訓練

- ・ 大会関係者等による情報収集、通報、避難誘導等の初動処置を実施する。
- ・ 警戒区域、立ち入り禁止区域等の活動区域の設定を行う。
- ・ 警察機動隊による簡易検知、爆発物の処理を実施する。
- ・ 被災者の避難誘導、救出・救護を実施する。救出時、救助隊がターニケットを用いた止血処理等を行う。
- ・ 周辺広報、交通規制等を実施する。

イ 応急救護訓練

- ・ トリアージポストにおいて、救出された被災者の重傷度・緊急度判断を行い、搬送トリアージを行う。
- ・ 医療救護班として到着した医師や救急救命士などにより、応急救護所において被災者に対する応急処置を行う。

ウ 被災者搬送訓練

- ・ 被災者（赤タグ及び黄タグ）を救急車により県内医療機関へ搬送する。
- ・ 被災者（赤タグ）を各機関のヘリにより防災ステーションから県内医療機関へ搬送する。
- ・ 被災者（緑タグ）を国民保護等派遣として派遣された自衛隊の警護・誘導により一時的に避難施設へ搬送する。

エ 現地調整所運営訓練

- ・ 関係機関（愛知県、豊田市、警察、消防、自衛隊、医療機関、大会運営者、施設管理者、その他）の活動調整を行うため、豊田市が統制する現地調整所を設置・運営する。

オ 合同対策協議会運営訓練

- ・ （県庁内と想定して）政府、愛知県、豊田市及び関係各機関等による合同対策協議会を開催し、今後の対応課題等について、協議・情報共有を行う。

表2 豊田スタジアムにおける訓練の流れ

時刻	行動等
12:30	<p>豊田スタジアム1階客席スタンドにおいて、不審物が爆発 施設管理者等による初動措置（通報、避難誘導等） 消防、警察による対応開始（情報収集、応援要請、現場指揮本部設置等） 機動隊による簡易検知開始 応急救護所設営</p>
13:00	<p>豊田スタジアム内で新たな不審物が発見 現地調整所の設置</p> <p>医療救護班（先着隊）が現場に到着 第1回現地調整会議</p>
13:30	<p>重傷者の医療機関搬送先決定、ヘリ及び救急車で搬送開始 自衛隊人命救助部隊活動開始</p> <p>警察による不審物の処理開始</p>
14:00	<p>第2回現地調整会議</p> <p>負傷者を西イベント広場へ搬送完了 豊田スタジアム内の不審物の処理完了 自衛隊国民保護等派遣部隊が到着</p>
14:30	<p>自衛隊国民保護等派遣部隊警護の下、避難施設へ軽傷者の避難開始</p>
15:00	<p>第3回現地調整会議 トリアージした全負傷者の搬送先病院選定完了</p>
15:30	<p>合同対策協議会の開催</p>
16:00	<p>訓練終了</p>

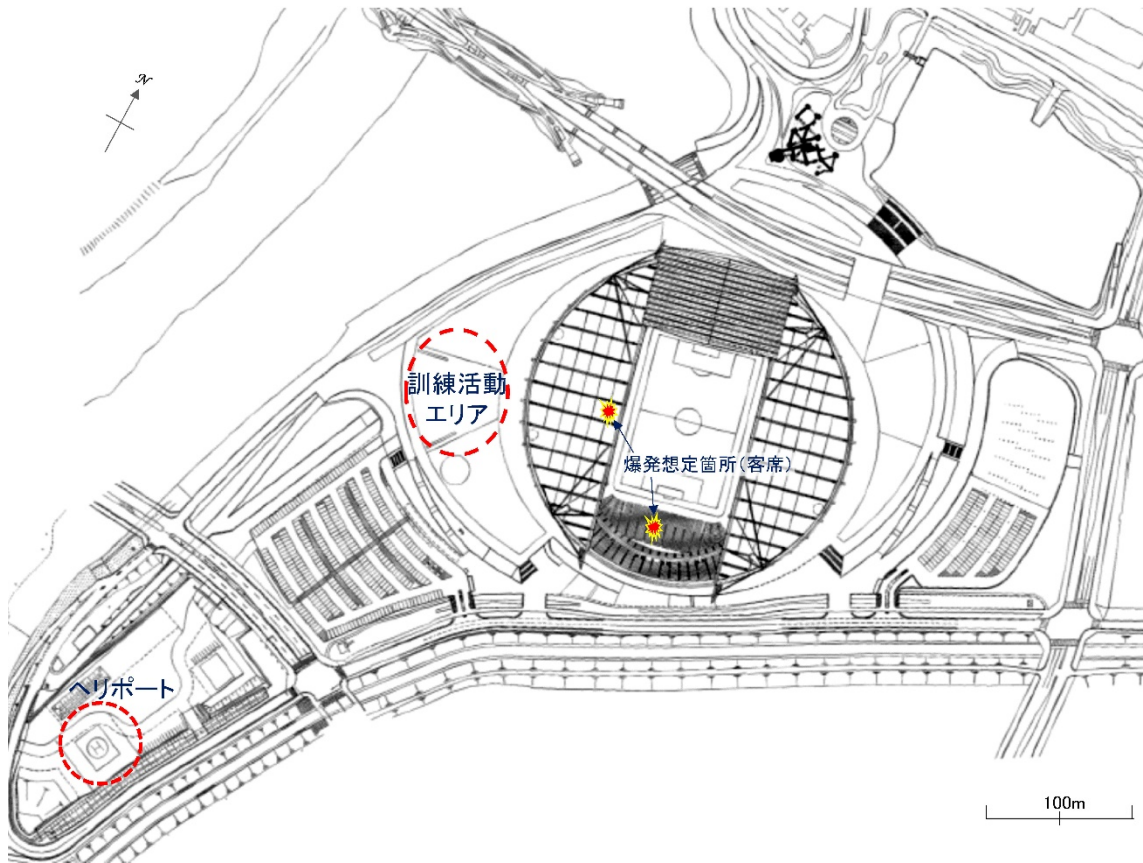


図2 豊田スタジアム等における活動図(全体図)

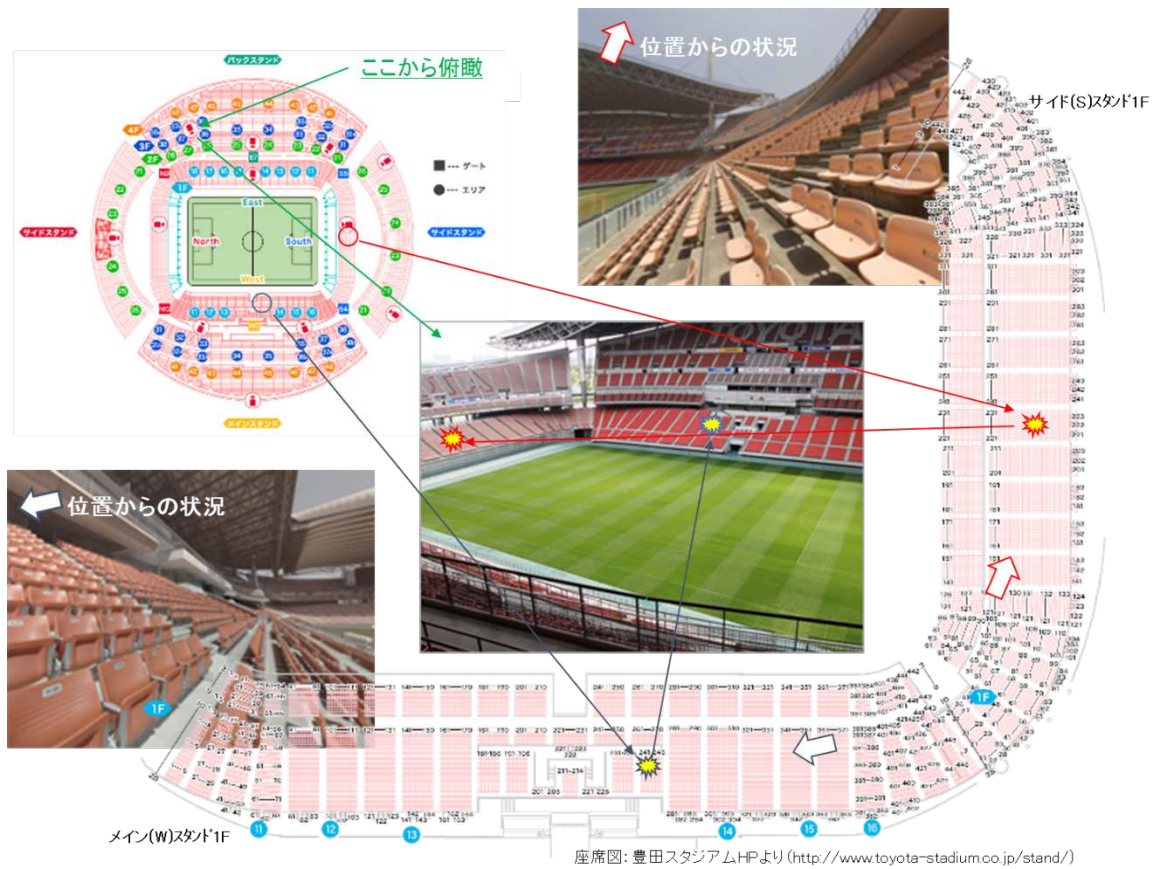


図3 豊田スタジアム活動図(爆発発生位置)

航空活動図

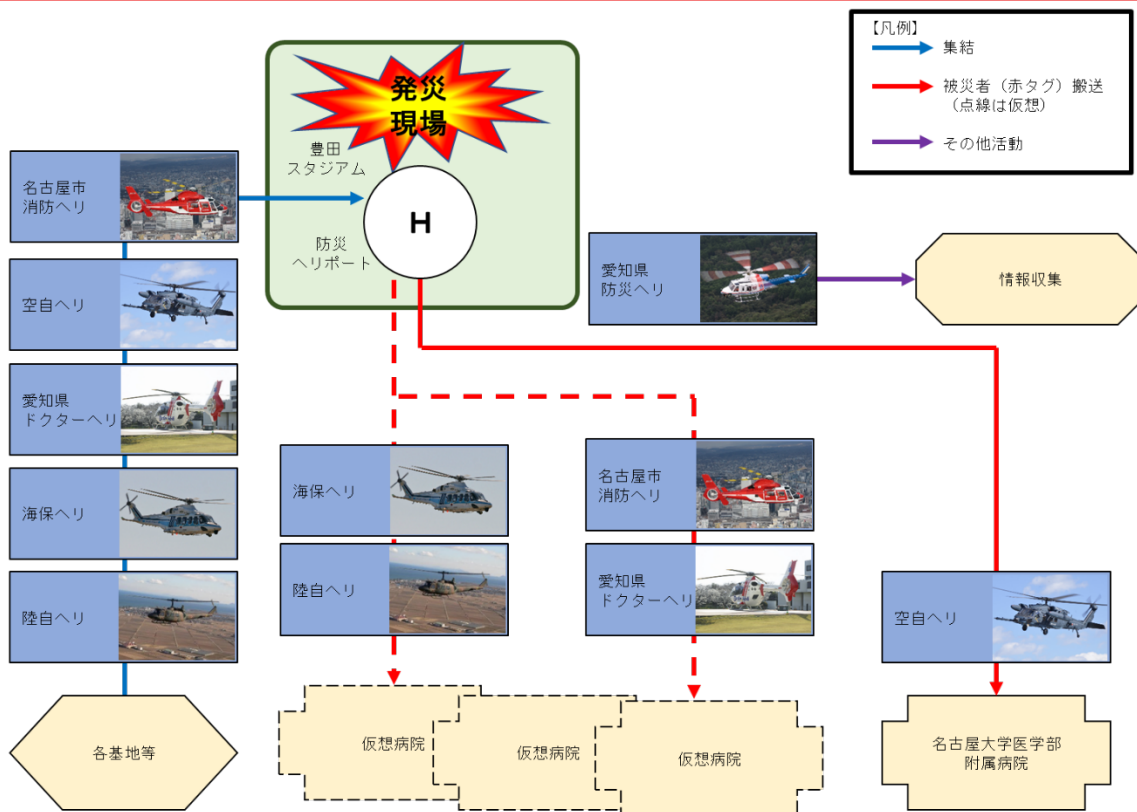


図4 航空活動図

【参考】訓練イメージ（これまでに実施された訓練の記録写真）



NBCの検知（H28 京都）



発災現場での活動（H29 千葉）



被災者の救助（H27 北海道）



除染（H26 福岡）



重傷者のヘリ搬送（H28 京都）



現場での応急処置（H24 滋賀）



現場での除染（H25 青森）



現地調整所（H27 北海道）

【参考】訓練イメージ（これまでに実施された訓練の記録写真）



合同対策協議会（H27 北海道）



合同対策協議会（H28 京都）



合同対策協議会（H29 千葉）



(2) 豊田市役所における訓練（表3参照）

対策本部等運営訓練

- ・ 事案発生に伴う緊急対処事態対策本部等の立ち上げを行う。
- ・ 関係機関への通報及び各種情報収集を行う。
- ・ 現地調整所及び避難施設と連携した情報収集及び情報共有を行う。
- ・ 緊急対処事態認定に係る Em-Net 受信後の対応を行う。
- ・ 緊急対処事態対策本部員会議等を適宜開催する。

表3 豊田市役所における訓練の流れ

時刻	行動等
12:30	豊田スタジアム1階客席スタンドにおいて、不審物が爆発
	緊急事態連絡室会議の開催 現地調整所の設置を決定
13:00	避難所の開設を決定
13:30	Em-Net 受信（対処方針、対策本部設置、警報、避難措置の指示等） 市緊急対処事態対策本部の設置 第1回緊急対処事態対策本部員会議の開催 豊田スタジアム内滞留者の避難に関する調整
	警察から遺体安置所の設置依頼
14:00	第2回緊急対処事態対策本部員会議の開催
14:30	
15:00	
15:30	合同対策協議会の開催
16:00	訓練終了

青字は仮想の動きで、実動による訓練は実施しない。

(3) 医療機関における訓練（表4参照）

ア 被災者受入訓練

- ・ 多数の被災者に対応する医師及び医療スタッフの確保・配置、医療資器材等の準備を行う。
- ・ 救急車またはヘリにより順次搬送される被災者及び自力で来院する被災者の受け入れを行う。

イ 医療救護訓練

- ・ 収容された被災者に対し、医療処置を行う。

表4 医療機関における訓練の流れ

時刻	行動等
12:30	豊田スタジアム1階客席スタンドにおいて、不審物が爆発 県より患者受入体制構築依頼受け 院内対策本部を設置し、院内対策会議を開催 医療救護班が所属病院から出場 負傷者受入準備を開始
13:00	自力来院者対応
13:30	受入体制構築完了（ゲートコントロール含む） 救急搬送された被災者（赤・黄タグ）順次到着、収容、医療処置を実施 《トヨタ記念病院、豊田厚生病院》 その他県内医療機関に順次搬送、収容・医療処置を実施
14:00	ヘリ搬送された被災者（赤タグ）順次到着、収容・医療処置を実施《名古屋大学医学部附属病院》
14:30	
15:00	
15:30	
16:00	訓練終了

青字は仮想の動きで、実動による訓練は実施しない。

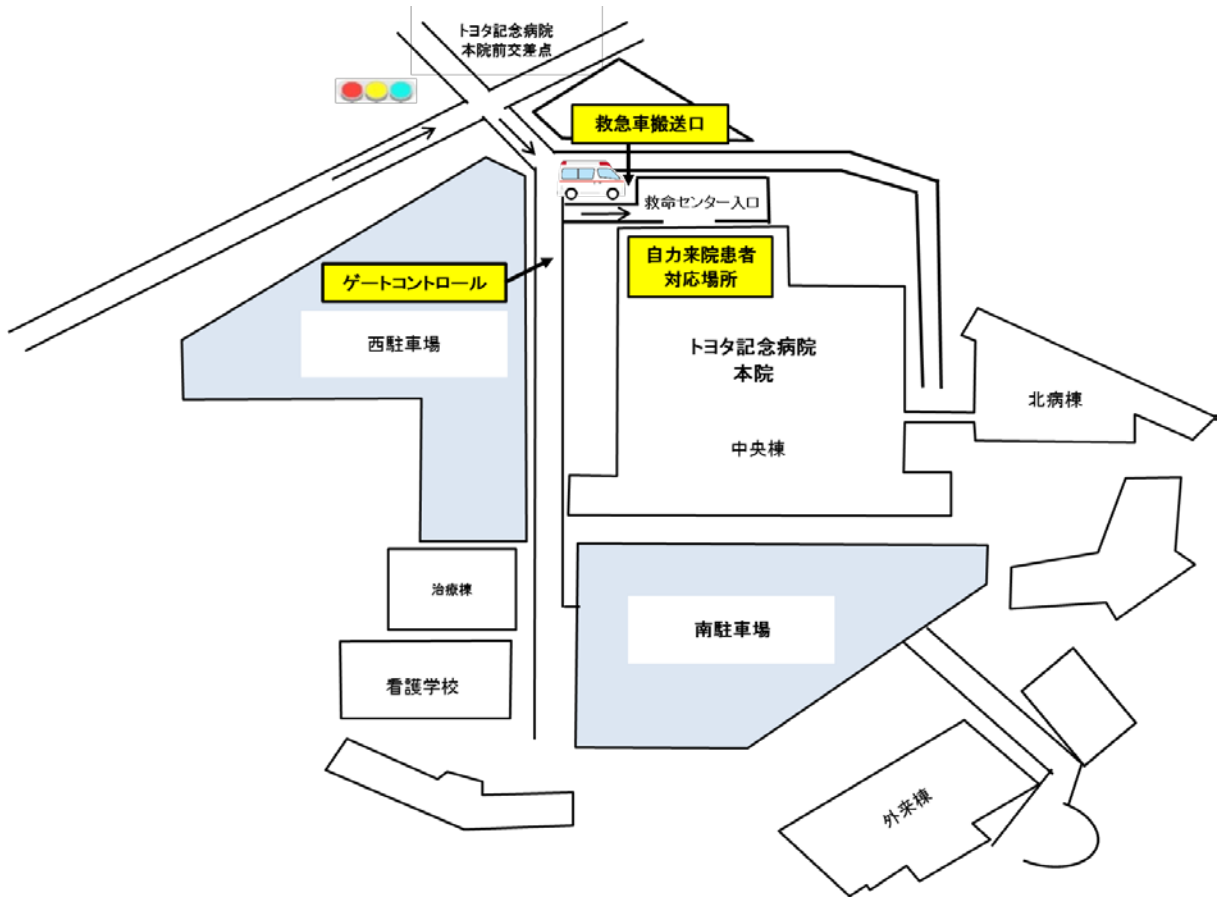


図5 トヨタ記念病院における活動図



図6 豊田厚生病院における活動図

【参考】訓練イメージ（これまでに実施された訓練の記録写真）



病院での受け入れ（H28 京都）



病院での受け入れ（H24 山形）



病院での受け入れ（H28 京都）



応援隊の受け入れ（H29 千葉）



病院での受け入れ（H29 千葉）



病院での医療処置（H27 北海道）



病院での医療処置（H29 千葉）



病院でのゲートコントロール（H28 京都）

(4) 豊田市民文化会館、寺部小学校・寺部こども園における訓練（表5参照）

ア 救援訓練（避難施設運営訓練）

- ・ 市対策本部等において、被災者を収容する避難施設を決定し、周知して運営を行う。
- ・ 被災者に対し医療救護活動を行う。
- ・ 被災者の不安を軽減するために事案対応状況の情報提供及び健康相談を実施する。
- ・ 多言語支援を行い、日本語に不慣れな外国人を支援する。
- ・ 被災者の安否情報を収集し、集約を行う。
- ・ 被災者に対し物資の配布を行う。

イ 遺族等支援訓練

- ・ 死亡した被災者の遺族等の対応を行う。

ウ 屋内退避訓練

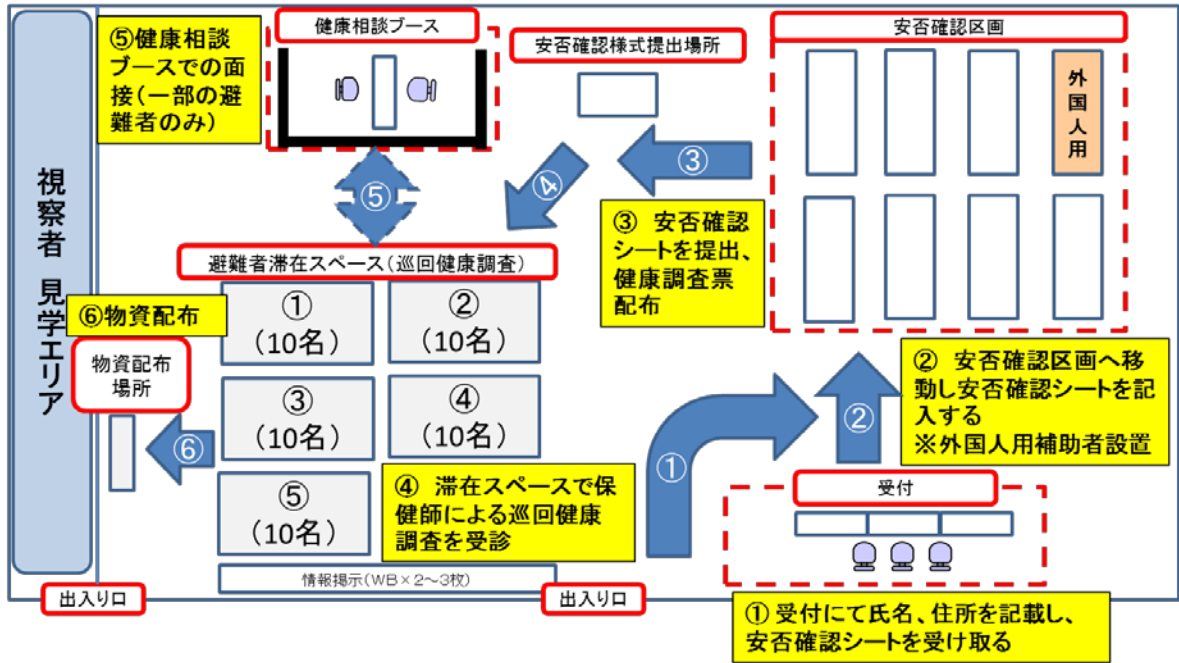
- ・ 寺部小学校の児童、寺部こども園の園児の屋内退避訓練を行う。

(13:10～13:25)

表5 豊田市民文化会館における訓練の流れ

時刻	行動等
12:30	豊田スタジアム1階客席スタンドにおいて、不審物が爆発
13:00	市緊急事態連絡室から避難施設開設指示 市職員による避難施設開設
13:30	
14:00	
14:30	豊田スタジアムから避難開始 警察が遺体安置所の豊田市民文化会館に到着 避難者到着、避難者受け入れ開始
15:00	豊田加茂医師会が避難者への医療救護活動を開始 避難者への多言語支援開始 警察が遺族への支援を開始
15:30	避難者への救護活動・健康相談開始 避難者へ事案対応状況の情報提供、物資の配布開始 避難者の安否情報を市対策本部へ報告
16:00	訓練終了

訓練会場内レイアウト(市民文化会館2階 大会議室)

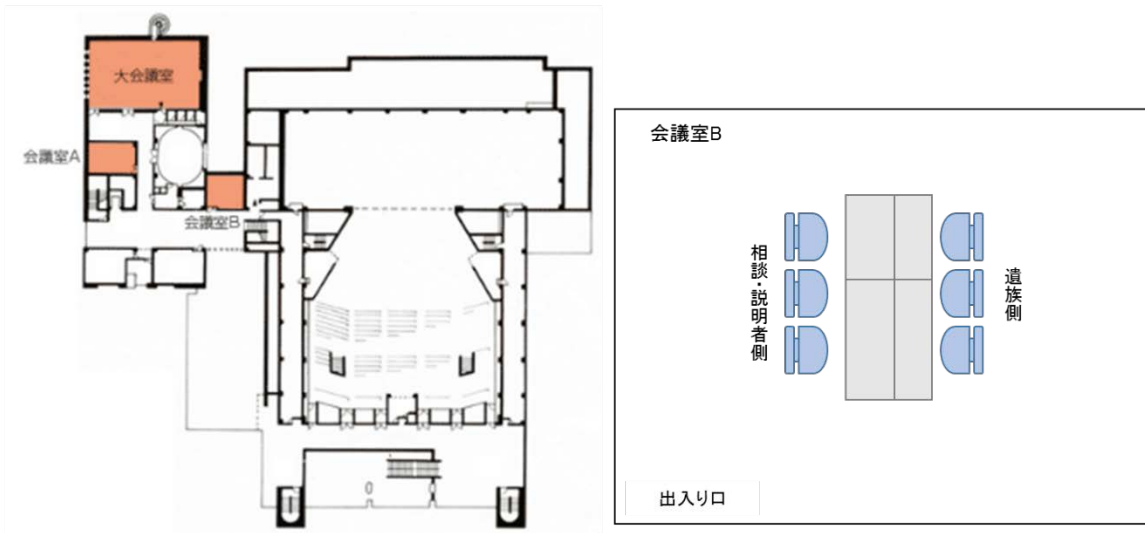


- ◎ 避難者は①～⑥の順に移動。安否確認区画で安否確認シートに必要事項を記載する。
- ◎ 滞在スペースで巡回健康調査を実施。個別面接が必要な場合は健康相談ブースで対応。
- ◎ 視察者は会場後方の見学エリアから視察する。報道は規制区域を設けず公開する。

図7 豊田市民文化会館における避難施設運営訓練活動図

遺族等支援訓練

開始予定時間: 15時05分



市民文化会館レイアウト図(2F)

図8 市民文化会館における遺族等支援訓練配置図

【参考】訓練イメージ（これまでに実施された訓練の記録写真）



被災者からの情報収集（H29 千葉）



安否情報の収集（H27 北海道）



避難した被災者（H25 青森）



炊き出し（H24 山形）



避難施設での医療救護（H26 福岡）



避難施設での外国人対応（H28 京都）



避難施設での医療救護（H28 京都）



遺族支援（H29 千葉）

参考 1 過去に実施した国民保護共同実動訓練について

(1) 千葉県国民保護共同実動訓練（平成29年度）

主催者

内閣官房、千葉県、千葉市

実施年月日

平成30年1月24日（水）

訓練想定

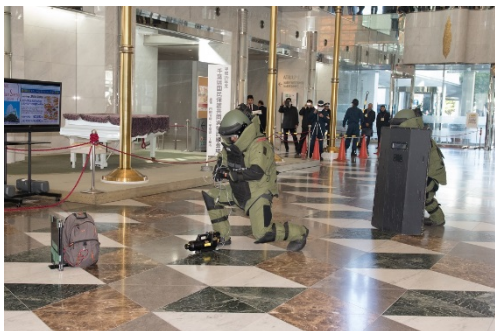
幕張メッセで開催される国際スポーツイベントに際し、幕張イベントホール内において化学剤（サリン）が散布され、多数の死傷者が発生する。その後、JR千葉駅等に爆破予告がなされ、ワールドビジネスガーデンで不審物（爆発物）が発見される。



被災者の救出・救助



ヘリによる被災者搬送



爆発物の処理



警護下の被災者搬送



病院内対策本部



合同対策協議会

(2) 京都府国民保護共同実動訓練（平成28年度）

主催者

内閣官房、京都府、京都市

実施年月日

平成29年2月2日（木）

訓練想定

京都競馬場で開催される国際競争レースに際し、1階投票所付近で待機していた観客の列に化学剤「サリン」が散布され、多数の死傷者が発生する。その後犯行グループは京都市営地下鉄四条駅及び京都国際会館での爆破テロを予告する。



被災者の救出・救助



現地調整所



現場での除染



ヘリによる被災者搬送



病院における被災者受入



合同対策協議会

参考2 国民保護あれこれ

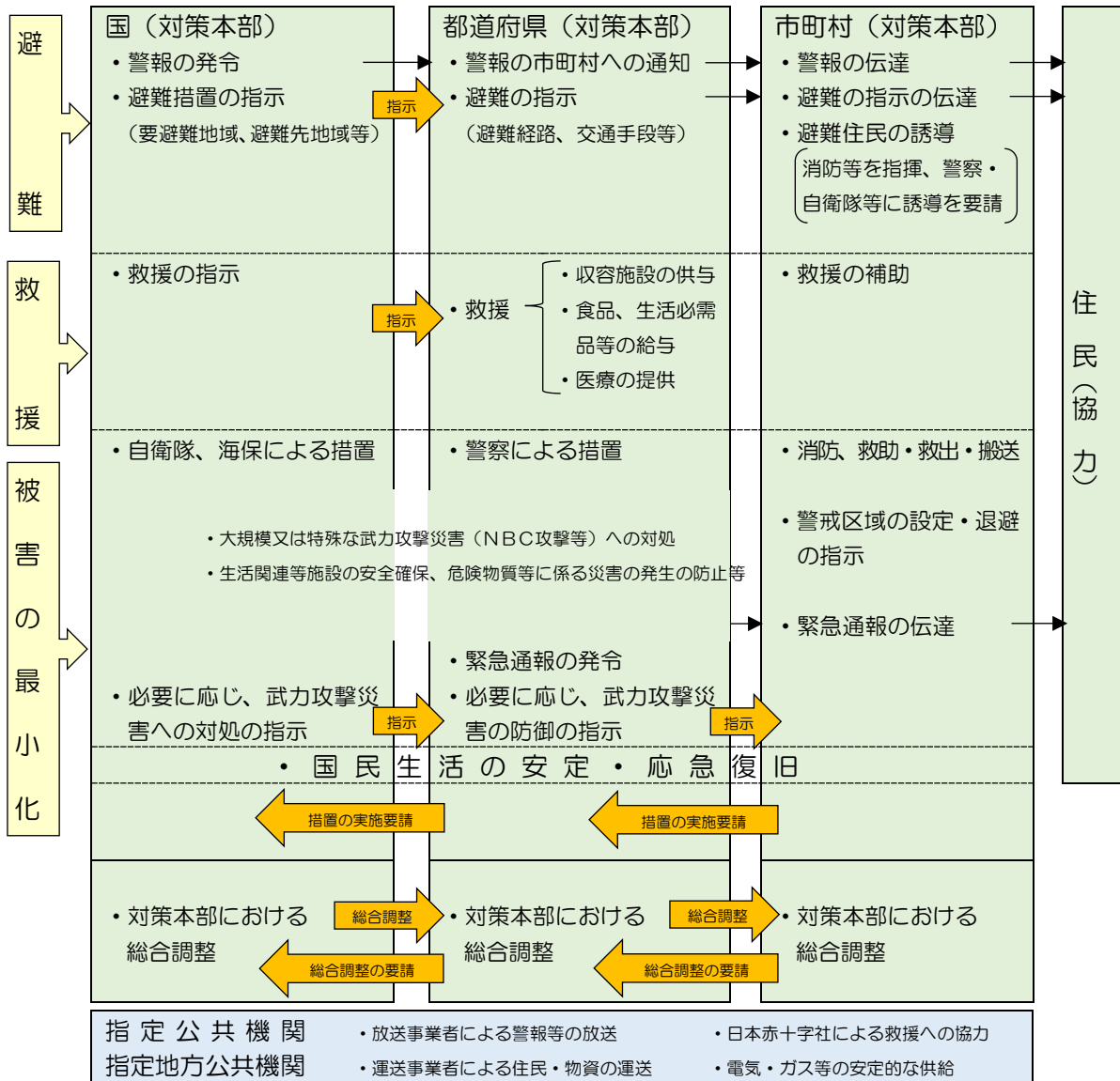
国民保護法とは

平成16年9月、我が国に対する外部からの武力攻撃などにおいて、国民の生命、身体及び財産を保護することなどを目的とした国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）が施行されました。

国民保護法においては、国は、武力攻撃やテロなどから国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があるときは、警報を発令して、みなさんに危険な状態になったことをお知らせすることとなっています。そして、国をはじめ、都道府県、市町村などの関係機関が、国民の保護のために情報の提供や避難の誘導、避難所の開設、救援物資の配布、救助活動、医療活動などの措置に迅速かつ全力を挙げて対応することとしています。

武力攻撃事態等における国民の保護のための仕組み

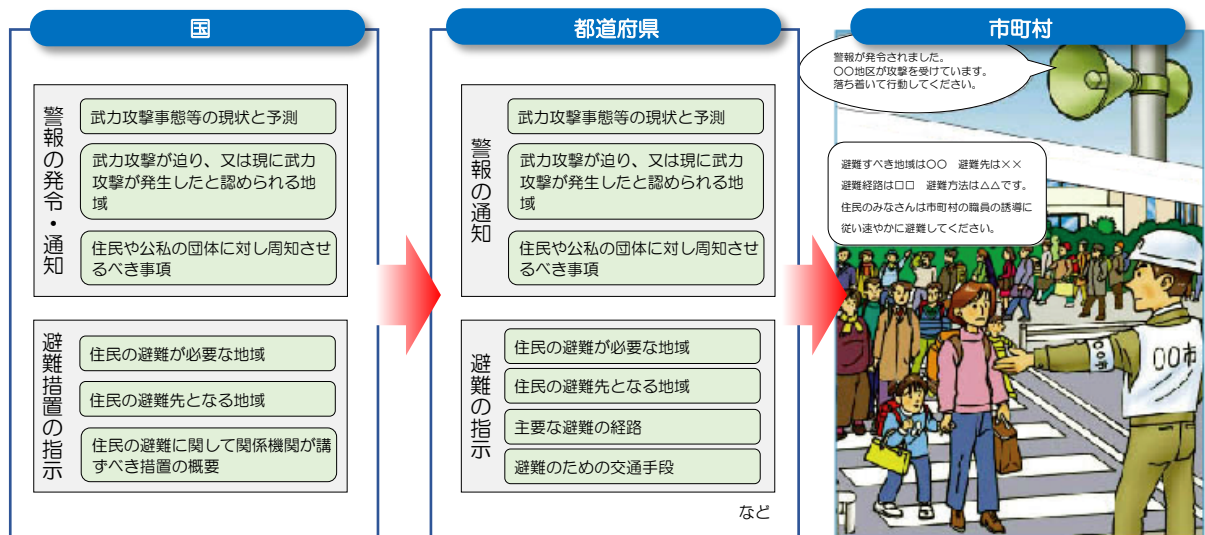
国民の保護のための措置は大きく、避難、救援、被害の最小化の3つから構成されます。



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

避難の仕組み

- 国は、武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、警報を発令して、直ちに都道府県知事に通知します。さらに、住民の避難が必要なときは都道府県知事に対して、住民の避難措置を講ずるよう指示します。
- これを受け、都道府県知事は、警報の通知や避難の指示を行います。そして、放送や市町村の防災行政無線を通じて、みなさんに情報が伝達されます。



救援の仕組み

- 救援活動は、都道府県知事が中心となって、市町村や日本赤十字社と力を合わせて実施します。

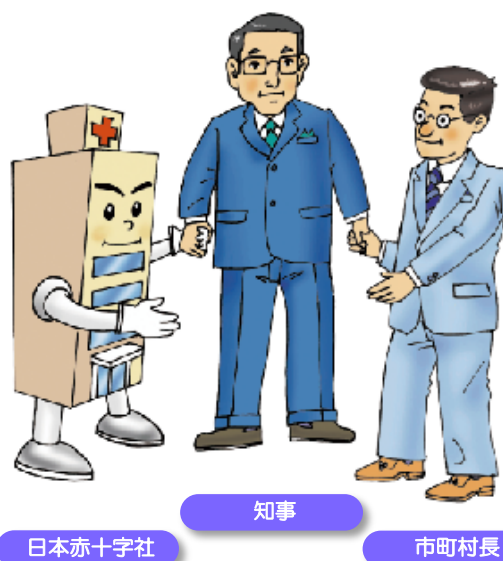
避難場所や医療の提供

避難してきた人々に宿泊場所や食品、医薬品などを提供



安否情報の収集や提供

行方不明になったり家族と離ればなれになった人たちのために安否情報の収集や提供を行う



日本赤十字社

知事

市町村長

被害の最小化

- 武力攻撃に伴う被害をできるだけ小さくするために、国と地方公共団体が一体となって対処します。

ダムや発電所などの
施設の警備



放射性物質などによる
汚染の拡大を防止



警戒区域を設定

住民が危険な場所に入らないよう警戒区域を設定



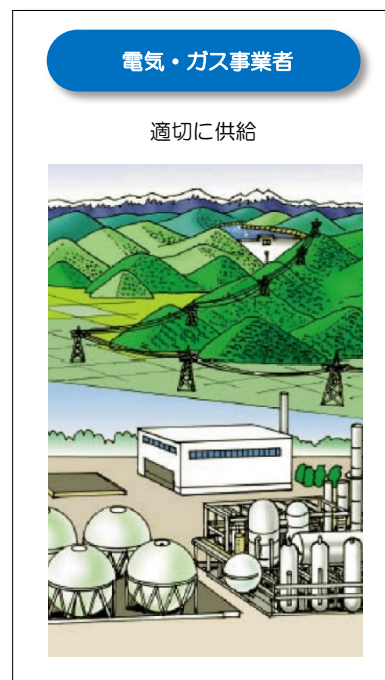
消防活動

消火や被災者の救助などの消防活動



指定公共機関の役割

- 指定公共機関とは、国や地方公共団体と協力して、国民の保護のための措置を実施する機関のことをいいます。日本赤十字社や日本放送協会（NHK）などの公共的機関や、電力会社やガス会社などの公益的事業を営む法人が、政令等で指定されています。
- 指定公共機関には、警報の放送や避難住民の運送など各々の業務に係る役割を果たしていただきます。



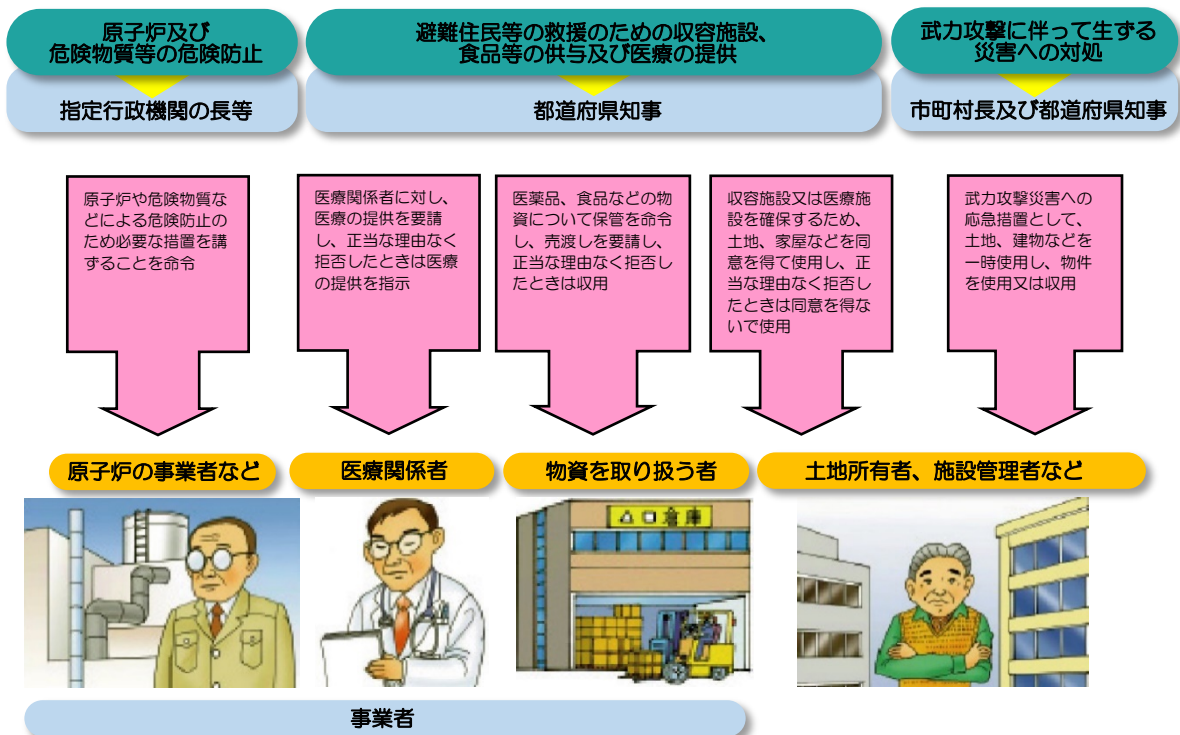
国民の協力

- 国民保護法では、「国民は、国民の保護のための措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めるものとする」、「国民の協力は国民の自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない」とされています。
- 国や地方公共団体は、協力の要請を行う場合は、安全の確保に十分配慮しなければなりません。さらに、武力攻撃事態等において要請に基づく協力により国民が死亡・負傷等した場合は、その損害を補償します。また、住民の自主的な防災組織やボランティアによる国民の保護のための活動に対し、必要な支援を行います。



国民の権利及び義務に関する措置

- 国民保護法においては、「国民の保護のための措置を実施するに当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない」、「国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該国民の保護のための措置を実施するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われるものとし、いやしくも国民を差別的に取り扱い、並びに思想及び良心の自由並びに表現の自由を侵すものであってはならない。」とされており、この原則に基づき、国民の権利及び義務に関する措置については、限定的に規定されています。



武力攻撃事態の類型ごとの特徴

武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なることから、どのようなものとなるかについて一概にはいえませんが、国民の保護に関する基本指針においては、下記の4つの類型を想定し、国民の保護のための措置の実施にあたって留意すべき事項を明らかにしています。

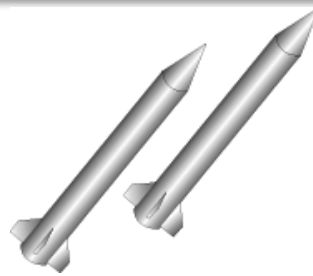
着上陸侵攻



■ 特徴

- 船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。
- 航空機による場合は、沿岸部に近い空港が攻撃目標となりやすい。
- 国民保護措置を実施すべき地域が広範囲にわたるとともに、期間が比較的長期に及ぶことも想定されます。

弾道ミサイル攻撃



■ 特徴

- 発射前に着弾地域を特定することが極めて困難であり、短時間で着弾が予想されます。
- 弾頭の種類（通常弾頭であるのか、核・生物・化学弾頭であるのか）を着弾前に特定するのが困難であり、弾頭の種類に応じて、被害の様相や対応が大きく異なります。

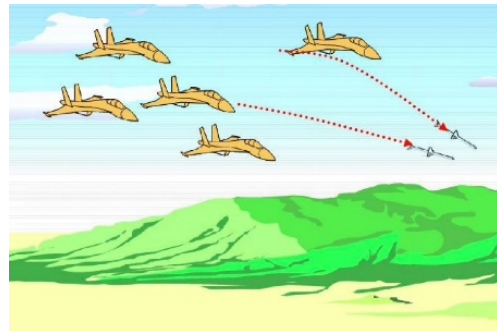
ゲリラ・特殊部隊による攻撃



■ 特徴

- 突発的に被害が発生すること考えられます。
- 被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的ですが、攻撃目標となる施設（原子力事業所などの生活関連等施設など）の種類によっては、被害が拡大する恐れがあります。
- 核・生物・化学兵器や放射性物質を散布することにより放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾（ダーティボム）が使用されることも想定されます。

航空攻撃



■ 特徴

- 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易ですが、予め攻撃目標を特定することが困難です。
- 都市部の主要な施設やライフラインのインフラ施設が目標となることも予想されます。

緊急処理事態とは

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態または当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国民の生命、身体及び財産を保護するため、国家として緊急に対処することが必要な事態をいいます。

攻撃の対象施設や攻撃の手段の種類により、以下に示すような事態例が考えられています。

～ 攻撃対象施設等による分類 ～

危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

< 事態例 >

原子力事業所などの破壊

大量の放射性物質などが放出され、周辺住民が被ばくするとともに、汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくします。

石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設などの爆破

爆発・火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物やライフラインなどの被災により、社会経済活動に支障が生じます。

危険物積載船などへの攻撃

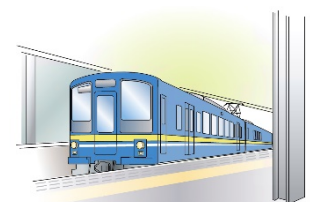
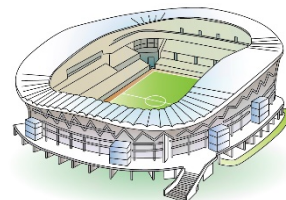
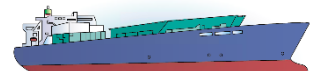
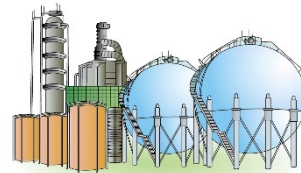
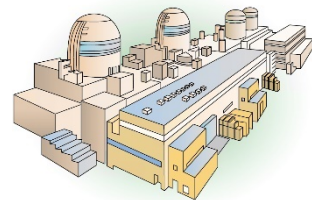
危険物の拡散により沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾や航路の閉塞、海洋資源の汚染など、社会経済活動に支障が生じます。

多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

< 事態例 >

大規模集客施設、ターミナル駅などの爆破

爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合は被害が多大なものとなります。



～ 攻撃手段による分類 ～

多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

< 事態例 >

放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾

(ダーティボム)

爆弾の破片や飛び散った物体による被害、熱や炎による被害などが発生し、放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもあります。



生物剤の大量散布

人に知られることなく散布することが可能です。また、発症するまでの潜伏期間に、感染した人々が移動し、後に生物剤が散布されたと判明した場合には、既に広域的に被害が発生している可能性があります。ヒトを媒体とする天然痘などの生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられます。

化学剤の大量散布

地形・気象などの影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリンなどの神経剤は下をほうように広がります。

破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

< 事態例 >

航空機などによる自爆テロ

爆発・火災などの発生により住民に被害が発生するとともに、建物やライフラインなどが被災し、社会経済活動に支障が生じます。



J-ALERT と Em-Net

平成29年8月29日及び9月15日、北朝鮮から弾道ミサイルが発射され、北海道上空を通過し、太平洋上に落下したと推定される事案がありました。

この際、内閣官房は、J-ALERT（全国瞬時警報システム）を活用して、弾道ミサイルの発射情報や通過情報を、市町村の防災行政無線や緊急速報メール等により、関係のある地域の住民の方々に直接、音声などでお知らせしました。

また、それとあわせて、Em-Net（緊急情報ネットワークシステム）を利用して、全国の地方公共団体などの関係機関に緊急情報を文字情報で伝達しました。

このように我が国に影響があり得る弾道ミサイルが発射された場合は、J-ALERT や Em-Net によって発射情報と、通過した場合は通過情報等の緊急情報（万が一、領域内に落下する可能性がある場合は発射情報と、落下予測情報等）を伝達しますが、この際、防災行政無線については、特別なサイレン音を使用せず、市町村が通常使用しているサイレン音を使用する場合があります。

内閣官房は、武力攻撃事態や緊急処理事態等が発生した場合、J-ALERT と Em-Net を活用して、みなさんに緊急情報を提供いたします。

万が一、弾道ミサイルの着弾が予想される事態が発生した時には、安全のため、近くの建物の中か地下などに速やかに避難してください。



弾道ミサイル 落下時の行動

国民保護
ポータルサイト



ミサイルが日本に落下する可能性がある場合、国は「Jアラート」を活用して防災行政無線で特別なサイレン音とメッセージを流すほか、緊急速報メール等による情報提供を行います。

Jアラート



【例】直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、又は地下に避難して下さい。ミサイルが落下するものとみられます。直ちに避難して下さい。

もしメッセージが流れたら
落ち着いて、直ちに行動して下さい。

屋外に
いる場合

近くの建物の中や地下に 避難する。

(注) できれば頑丈な建物が望ましいものの、近くになれば、それ以外の建物でも構いません。

建物が
ない場合

物陰に身を隠すか、 地面に伏せて頭部を守る。

屋内に
いる場合

窓から離れるか、 窓のない部屋に移動する。



- 屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。
- 屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

政府の最新情報は
こちらをチェック



首相官邸
ホームページ
www.kantei.go.jp/



Twitterアカウント
首相官邸災害・危機管理情報
@Kantei_Saigai

参考3 国民保護ポータルサイト

内閣官房 国民保護ポータルサイト

Cabinet Secretariat Civil Protection Portal Site

内閣官房 国民保護ポータルサイト

Google カスタム検索

検索

文字サイズ

標準

大

English

携帯サイト

ホーム

国民保護概要

弾道ミサイル落下時の行動

国民保護訓練

国民保護研修会

避難施設

国民保護計画・国民保護業務計画

弾道ミサイル落下時の行動について

弾道ミサイルは、発射からわずか10分もしないうちに到達する可能性があります。ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、国からの緊急情報を瞬時に伝える「Jアラート」を活用して、防衛行政機関で緊急にサイレンを聞こえることによりサイレンを聞きながら、緊急避難メール等により緊急情報をお知らせします。

①速やかな避難行動
②正確かつ迅速な情報収集

行政からの指示に従って、落ち着いて行動してください。

国民保護ポータルサイト
武力攻撃やテロなどから身を守るために
事前に確認してきましょう。
<http://www.kokuminhogo.go.jp/kokumin/>
http://www.kokuminhogo.go.jp/kokumin/

サイレン落下時は、こちらから最新の対応状況をご確認ください
内閣官房 Twitterアカウント @Kantei_Saigai
ホームページ www.kokuminhogo.go.jp

メッセージが頂けたら
落ち着いて、直ちに行動してください。

- 屋外にいる場合：近くの建物の中か地下に避難。
(地下は避難できる場所が限られるので、近ければ地下は避難場所として活用してください。)
- 建物か、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。
- 屋内にいる場合：窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

近くにサイレンが聞こえたら、直ちに避難してください。
●屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、階梯から直ちに離れ、密閉性の高い室内または風上へ避難する。
●屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、目隠しをして室内を避難する。

弾道ミサイル落下時の行動について



○ 国民保護法概要

- ・ 国民保護法とは
- ・ 武力攻撃事態等における国民の保護のための仕組み
- ・ 武力攻撃事態の種類ごとの特徴
- ・ 緊急対処事態とは
- ・ 国民保護のための情報伝達の手段
- ・ 有事関連法制について
- ・ 国民保護サイレン

○ 弾道ミサイル落下時の行動

- ・ 落下時の行動に関する Q&A
- ・ Jアラートによる情報伝達
- ・ Jアラートによる弾道ミサイル情報の伝達に関する Q&A
- ・ 弾道ミサイル落下時における避難の必要性について

○ 国民保護訓練

- ・ これまでに実施した訓練の概要
- ・ 国民保護共同訓練の記録映像

○ 国民保護研修会

- ・ これまでの国民保護研修会の概要

○ 避難施設

- ・ 地図からさがす
- ・ 一覧からさがす

○ 国民保護計画・国民保護業務計画

- ・ 関係機関の国民保護計画・国民保護業務計画
- ・ 国の機関（指定行政機関）の国民保護計画
- ・ 都道府県の国民保護計画
- ・ 指定公共機関の国民保護業務計画

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

武力攻撃やテロなどから身を守るために

知っておこう、備えておこう。

内閣官房
国民保護ポータルサイト

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

